

○筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(平成 26 年 12 月 26 日規則第 29 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年筑紫野市条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(児童クラブの種類)

第 2 条 条例第 5 条第 5 項に定める児童クラブの種類は次のとおりとし、運営については各小学校区の実態に応じるものとする。

(1) 常設の児童クラブ

(2) 筑紫野市立学校管理運営規則(平成 18 年筑紫野市教育委員会規則第 1 号)第 11 条第 1 項第 3 号から第 8 号までに規定する休業日に開設する季節的な児童クラブ

[筑紫野市立学校管理運営規則(平成 18 年筑紫野市教育委員会規則第 1 号)第 11 条第 1 項第 3 号][第 8 号]

(児童クラブの利用者)

第 3 条 児童クラブは、原則として、条例第 5 条第 1 項に定める小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が利用するものとする。

[第 5 条第 1 項]

(児童クラブの設置)

第 4 条 筑紫野市における児童クラブは、別表第 1 に定めるところにより設置するものとする。

[別表第 1]

(支援員等の配置及び職務)

第 5 条 条例第 10 条に定める放課後児童支援員又は補助員(以下「支援員等」という。)の配置は別表第 2 のとおりとする。

[別表第 2]

2 障害児が入所する場合にあつては、支援員等を加えて配置することができるものとする。

3 支援員等の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童クラブでの利用者の生活指導

(2) 利用者の出欠の確認、事故防止及び室内の管理運営

(3) 日誌の記録

(4) その他事業に必要な事項

(事業者の職務)

第 6 条 事業者(条例第 3 条第 1 項に規定する事業者をいう。以下同じ。)の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支援員等の任免及び指導監督

- (2) 児童クラブにおける運営規程等の制定及び改廃
- (3) 利用者の入退所の決定
- (4) 児童クラブの運営に関する経費の出納管理
- (5) 年間事業計画の策定及び事業予算の編成
- (6) 損害賠償責任保険の加入
- (7) その他児童クラブの運営に必要な事項
(事業者が備える帳簿)

第7条 条例第15条に定める帳簿とは、条例第14条に定める運営規程及び前条の事業者の職務に付随する帳簿とする。

(開所日等)

第8条 事業者は、次に掲げる日を除き、児童クラブを開所するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から8月15日まで
- (4) 12月29日から1月3日まで

2 条例第18条第1項に規定する児童クラブを開所する時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までは、放課後から午後6時までとする。
- (2) 土曜日は、午前8時から午後6時までとする。
- (3) 筑紫野市立学校管理運営規則第11条第1項に定める休業日のうち、同項第3号から第8号までの期間中は、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時までとする。

[筑紫野市立学校管理運営規則第11条第1項]

3 前項の規定にかかわらず、児童クラブを開所する時間は、午後7時まで延長することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

児童クラブの名称	備 考
ちびっこクラブ	筑紫野市立二日市小学校
風の子クラブ	筑紫野市立二日市東小学校
なかよしくらぶ	筑紫野市立二日市北小学校

わんぱくクラブ	筑紫野市立山口小学校
どんぐりクラブ	筑紫野市立筑紫小学校
あしきクラブ	筑紫野市立阿志岐小学校
ぽかぽかルーム	筑紫野市立吉木小学校
ひまわりクラブ	筑紫野市立原田小学校
ひまわりキッズ	筑紫野市立筑紫東小学校
山の子クラブ	筑紫野市立山家小学校
スマイルキッズ	筑紫野市立天拝小学校

別表第2(第5条関係)

利用者数	支援員等配置数
40人以下	2人
41人以上 60人以下	3人
61人以上	4人